

第一牧志公設市場再整備推進事業かわら版 令和4年度第9号

第一牧志公設市場の再整備（仮設市場から新市場への移転）に伴い、C工事基準等について、お問い合わせの多い事項を整理し追加しましたので共有します。

1. コンセント（ブラインドプレートへの交換）について

●小間内に設置されている、高さ80cm（コンセント下端の高さ）の2口コンセントについて（生鮮や精肉、鮮魚の一部の小間が該当します）、水がかりが懸念される事業者においては、希望により、那覇市にてコンセントのカバーの交換をしております。ご希望のある事業者は、期日までに、電話にて那覇市（なはまち振興課）に交換の申し出を行ってください。

- ・ 交換受付期日：令和5年2月21日（火）
- ・ 電話（なはまち振興課）：098 - 863 - 1750（担当/稲福）

【コンセントプレートの交換（イメージ）】



2口コンセント → ブラインドプレート

2. アクリル板等の設置に伴う高さ制限について

●間仕切り壁（腰壁）に設置するアクリル板等の設置範囲は、腰壁上部から看板下地上端（床から265cmの高さを上限）までの高さまでとしてください。また、天井から35cmまでの範囲においては、アクリル板の設置はできません。排煙のためのスペースを確保する必要があります。なお、見通しを確保するため、1.3m～2mのスペースには貼り紙等の貼付は行わないでください。

※「別紙1. アクリル板等の設置に伴う高さ制限」の確認をお願いします。

3. 那覇市保健所への「営業許可申請書・営業届」の提出について

- 「営業許可申請書・営業届」には、以下の2点を添付し2月中にご提出をお願いします。

① レイアウト図（最終案）

② 食品衛生責任者 資格証（*任意）

※「食品衛生責任者養成講習会修了証明書」を資格証とする場合、修了証明書に印字されている「受講年月日」を、「営業許可申請書・営業届」の1枚目「受講した講習会」の「受講年月日」に記載してください。

※「食品衛生責任者養成講習会修了証明書」を紛失した場合は、沖縄県食品衛生協会（098 - 853 - 9254）にて再発行が可能です。

※営業許可・営業届事業者は、食品衛生責任者を設置することが義務づけられています。「食品衛生責任者養成講習会」の受講をもって食品衛生責任者とする場合で、申請時に未受講の場合は、保健所への営業許可申請、営業届出の際に、併せて「食品衛生責任者養成講習会」の受講の予約（申込み）をしてください。

（かわら版末尾に講習会予定表と申込書を添付していますので、ご確認ください）

【見本】

第4号様式(第8条第1項関係)

養成 第003-3-0497 号

那覇市食品衛生責任者養成講習会修了証明書

受講者氏名 ○ ○ ○ ○
(ふりがな) ○ ○ ○ ○
生年月日 昭和三十九年 〇 月 〇 日

あなたは、食品衛生責任者養成講習会の全課程を修了したので、那覇市食品衛生責任者講習会運営要綱第8条の規定により証明します。

受講年月日 平成 25 年 07 月 31 日

交付年月日 平成 25 年 07 月 31 日

（指定団体名）一般社団法人沖縄県食品衛生協会
（代表者氏名） 会 長 具 田 啓 彦



ご意見をお寄せください。 那覇市 経済観光部 なはまち振興課
第一牧志公設市場建設室 TEL：098-863-1750（直通）